

望月社会保険労務士事務所  
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail [info@mo-mochizuki.com](mailto:info@mo-mochizuki.com)  
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371  
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

早いもので今日から2月、今年の1月もあっという間に過ぎてしまいました。丁度3年前の今頃日本にコロナが上陸したんですよね……。あれから3年経って、今年の5月からはコロナもインフルエンザと同じ様な扱いになるのだとか。コロナに慣れてきたら今度は日本の治安が急激に悪くなっています。昔は、日本の犯罪検挙率は98%で世界一安全な国と言われてきましたが、最近はその「犯罪検挙率」を聞きません。結構、落ち込んでいるのかも知れませんが、警察の方々には市民の安全を守るべくこれからも頑張っていたきたいと思います。もすうぐ春なのに、何か明るい話題はないものでしょうか？

## 高年齢者就業確保措置の実施状況 ～厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

厚生労働省が令和4年「高年齢者雇用状況等報告」公表しました。今回の集計結果は、従業員21人以上の企業235, 875社からの報告に基づき、高年齢者の雇用等に関する措置について、令和4年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものになっています。

<集計対象> 全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業235, 875社  
(報告書用紙送付事業所数249, 769社)  
中小企業(21～300人規模) : 218, 875社  
大企業(301人以上規模) : 17, 090社

1. 令和3年4月から努力義務となっている高年齢者就業確保措置  
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳までの高齢者雇用確保措置が義務付けられていますが、令和3年4月からは70歳までを対象に、「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」(創業支援等措置)など、雇用によらない措置(高年齢者就業確保措置)を講じることが努力義務とされています。

2. 70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は3割弱  
人手不足の状況が続く中、高齢者の活用は企業にとって喫緊の課題となっているといえますが、企業の高年齢者就業確保措置の実施状況についてはどのようになっているのでしょうか。

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は65, 782社(27.9%) [前年比2.3ポイント増]となっています。また、中小企業では28.5% [前年比2.3ポイント増]、大企業では20.4% [同2.6ポイント増]となっており、中小企業のほうが取組みが進んでいることがわかります。

### 3. 継続雇用制度の導入が最多

また、70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳を見ると、

- 1位: 「継続雇用制度の導入」が51, 426社(21.8%) [前年比2.1ポイント増]
  - 2位: 「定年制の廃止」9, 248社(3.9%) [前年比0.1ポイント減]
  - 3位: 「定年の引上げ」4, 995社(2.1%) [前年比0.2ポイント増]
  - 4位: 「創業支援等措置の導入」113社(0.1%) [前年比変動なし]
- となっています。

新しく設けられた創業支援等措置の導入などはまだこれからという状況のようです。今後は、更に進むであろう人手不足等の状況も想定して、70歳までの就業確保措置の取組みの検討・研究が必要になると思われます。

【厚生労働省「令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000955633.pdf>